

報道関係者 各位

令和5年10月24日(火)

【照会先】

愛知労働局職業安定部職業対策課

課長 古江 俊博

雇用助成室長 手島 政志

事業所給付監査官 松若 修

(電話) 052-688-5758

キャリアアップ助成金の不正受給事案の公表

今般、下記の社会保険労務士において、キャリアアップ助成金の不正受給に関与したことが確認されましたので公表します。

記

不正に関与した社会保険労務士	事務所の名称	社会保険労務士法人 みなと経営労務事務所
	所在地	大阪市浪速区桜川 1-1-28
	氏名	前田 桂吾 (まえだ けいご)
	不正の内容	愛知労働局管内の事業所1社にかかる当該助成金の支給申請において、虚偽の申請書類を作成し、当該助成金の不正受給に関与したものの。
不正受給の概要	助成金名	キャリアアップ助成金
	不正受給額 (返還状況)	3,564,000円 (全部返還済)
	支給決定等 取消年月日	令和3年6月18日